

# 弘前駅市営駐車場利用規約

平成 27 年 4 月 1 日 制定

令和 2 年 4 月 1 日 改訂

指定管理者 弘前自転車利用環境改善協議会

代表団体 株式会社あおもり総合管理

この規約（以下、「本規約」といいます。）は、弘前駅市営駐車場条例の規定に基づき、弘前自転車利用環境改善協議会（以下、「当協議会」といいます。）が、この弘前駅中央口駐車場、及び弘前駅城東口駐車場（以下、「駐車場」といいます。）の利用条件を定めるものです。利用者の皆さま（以下、「利用者」といいます。）には、本規約に従って、駐車場をご利用いただきます。

## 第 1 条（適用）

本規約は、利用者と当協議会との間の駐車場の利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

## 第 2 条（利用時間）

利用時間

年中無休 24 時間営業
--------------

## 第 3 条（利用料金および支払方法等）

### 1、利用料金

種別	利用料金（1 台につき）
普通駐車料金	駐車時間 30 分ごとに 100 円。ただし、最初の 30 分は、無料とする。
普通駐車料金の上限設定	駐車時間 2 4 時間までは中央口駐車場 1,000 円、城東口駐車場 800 円、以降継続して駐車した場合は 24 時間ごとに、中央口駐車場 1,000 円、城東口駐車場 800 円を加算する。
回数駐車料金 100 円券 1 枚	1,000 円
3 時間無料駐車券 1 枚 ※一般利用者には発行しない	100 円
定期駐車料金 1 か月	7,000 円
定期駐車券再発行	1,000 円（税別）

### 2、支払方法等

（1）普通駐車料金は自動車を出庫させる際に駐車場内の自動精算機にて支払うものとします。

（2）回数駐車料金は回数券発行の際に弘前駅中央口駐輪場管理室にて支払うものとします。

（3）定期駐車料金は現金支払いまたは口座振り込みの方は定期券発行の際に弘前駅中央口駐輪場管理室にて当月分を支払うものとし、翌月分を毎月末日までに持参するか当協議会の指定口座に振込むものとします。（振込み手数料は、利用者の負担とします。）

（4）その他支払方法の場合は専用 Web フォームより登録を行うものとします。

3、駐車対象車両駐車場に駐車させることができる自動車は、道路交通法第 3 条に規定する普通自動車のうち、車体が 5 メートル以下、幅が 2 メートル以下の自動車とします。

## 第 4 条（回数駐車券と 3 時間無料駐車券の発行）

1、回数駐車券と 3 時間無料券の発行は、弘前駅中央口駐輪場管理室にて行うものとします。

2、3 時間無料券の発行は事業者に限り発行し、一般利用者には発行しないものとします。

## 第 5 条（定期利用の申し込み等）

- 1、定期利用の申し込みは、当協議会代表団体にて行うものとします。
- 2、定期利用の申し込みの際は、支払方法により申し込み方法が異なるため当協議会案内に従い申し込みを行うものとする。
- 3、定期駐車券の消耗等による不具合が発生した場合は当協議会代表団体までお申し出下さい。

#### **第6条（定期利用の取りやめ）**

- 1、定期利用の取りやめの際は、現金及び口座振り込み支払の方は1か月以上前に当協議会代表団体または弘前駅中央口駐輪場管理室に申し出るか、電話で予告を行ってください。
- 2、その他支払方法の場合は、Webマイページにて料金支払いの終了処置を行ってください。

#### **第7条（駐車券、定期駐車券の紛失）**

- 1、駐車券を紛失した場合は自動精算機に備え付けてあるオートフォンで係員に精算を申し出るものとし、トラブル防止のため利用者の住所氏名、連絡先、車両ナンバーを記録するものとします。
- 2、定期駐車券を紛失した場合は、直ちに弘前駅中央口駐輪場管理室に連絡を行い、当該定期駐車券の紛失処理を行うものとします。

#### **第8条（禁止事項）**

利用者は駐車場の利用にあたり、以下の行為を禁止します。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為
- (2) 他の自動車の駐車及び通行を妨げる行為
- (3) 駐車場の施設若しくは設備、又は駐車中の自動車を汚損し、若しくは損傷する行為
- (4) みだりに騒音を発する行為
- (5) 当協議会の許可を受けずに物品を販売し、又は陳列する行為
- (6) 駐車場利用の権利を第三者に譲渡、又は転貸する行為
- (7) 当協議会のサービスに関連して、反社会的勢力に対して直接、又は間接に利益を供与する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

#### **第9条（駐車の拒否）**

駐車場の利用者が、以下のいずれかに該当するときは「弘前駅市営駐車場条例」の規定に基づき、駐車場の利用を拒否するものとします。

- (1) 駐車場の施設若しくは設備、又は駐車中の自動車に損傷を及ぼすおそれのある物品を積載した自動車を駐車しようとするとき。
- (2) 駐車場の施設若しくは設備、又は駐車中の自動車を汚損し若しくは損傷し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 駐車料金の支払を怠ったとき。定期利用においては事前連絡なく料金支払遅滞が3回となった場合、翌月以降の定期利用の更新を行わないものとします。
- (4) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (5) その他駐車場の管理上支障があると認めるとき。

#### **第10条（措置命令）**

駐車場の利用者が、以下のいずれかに該当するときは「弘前駅市営駐車場条例」の規定に基づき、行為の中止、自動車の出庫、又は人の退場を命じるものとします。

- (1) 第9条の規定に違反したとき。
- (2) 駐車場の保全に関し著しい支障が生じるおそれがあるとき。
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

### **第 1 1 条（損害賠償の義務）**

- 1、駐車場の施設、又は設備を汚損し、又は損傷した者は、その損害を賠償するものとします。
- 2、前項の賠償額は、市長がその都度定めるものとします。

### **第 1 2 条（事故等の免責）**

当協議会は、天災、火災、盗難、事故その他、当協議会の責めに帰さない理由により生じた損害に対して賠償の責めを負わないものとします。

### **第 1 3 条（過料）**

詐欺その他不正の行為により駐車料金の徴収を免れたものに対しては、弘前市の定めによりその徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 0, 0 0 0 円を超えないときは、5 0, 0 0 0 円とする。）以下の過料を科するものとします。

### **第 1 4 条（無催告解除等）**

利用者が次の各号に該当したときは、当協議会は、何らの催告を要せず駐車拒否をすることができ、これにより利用者は駐車場から、ただちに自動車を移動し、原状に復して当協議会に返還するものとします。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であると当協議会が認めるとき。
- （2）利用者が法人の場合、その代表者、実質的に経営権を有する者が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき。
- （3）駐車場を暴力団等反社会的勢力に使用させ、又はこれらの者を反復して出入りさせたとき。
- （4）駐車場の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等取締法違反等の犯罪を行ったとき。
- （5）駐車場の周辺において、暴力団等反社会的勢力の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、迷惑を与えたとき。

### **第 1 5 条（サービス内容の変更等）**

当協議会は、利用者に通知することなく本サービスの内容を変更または本サービスの提供を中止することができるものとし、これによって利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

### **第 1 6 条（利用規約の変更）**

当協議会は、必要と判断した場合には利用者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。なお、本規約の変更後、本サービスの利用を開始した場合には、当該利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

### **第 1 7 条（通知または連絡）**

利用者と当協議会との間の通知または連絡は、当協議会の定める方法（電話、SNS、電子メール）によって行うものとします。当社は、利用者から当協議会が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時に利用者へ到達したものとみなします。

### **第 1 8 条（個人情報の取扱い）**

当協議会は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、当協議会「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

**第 19 条（準拠法・裁判管轄）**

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本サービスに関して紛争が生じた場合には、当協議会の代表団体本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。